

大津市移動等円滑化促進方針・大津市バリアフリー基本構想（案）

1国の主な関連法令

【**バリアフリー法**】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

（平成30年改正）

「**移動等円滑化促進方針（マスタープラン）制度**」の創設等

市町における面的・一体的なバリアフリー化の方針や市町全域にわたる方針を示す など

（令和2年改正）

「**心のバリアフリー**」等の**ソフト対策の強化**等

2県の主な関連法令

【**たれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例**】

（平成6年10月策定、平成17年4月改正）

- 一定規模以上の建築物、道路、公園、駐車場、公共交通機関の施設（特定施設）の新築・改築等には県が定めるバリアフリー化基準を遵守
- 既存特定施設の特定施設整備基準への適合の努力義務

【**滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例**】

（R1年10月全部施行）【条例のポイント】

- 「障害の社会モデル」の考え方を定義
- 合理的配慮の提供等を義務化**（※ 令和6年4月1日から法律上の義務化）
- 相談・解決の仕組みを整備

	差別の禁止	合理的配慮の提供
行政機関	法律上の義務	法律上の義務
民間事業者	法律上の義務	条例上の義務（※）
個人	条例上の義務	条例上の義務

3本市の関連計画

【**大津市総合計画**】（平成29年3月）

【基本理念】

- 持続可能な都市経営
- 共助社会の確立
- 自然、歴史、文化の保全、再生、活用

【**大津市都市計画マスタープラン**】（平成29年3月）

【まちづくりの理念】

- 安全・安心・快適都市 持続可能でコンパクトな大津の構築
- 自然、歴史、文化を生かす 観光やにぎわい交流の創出

【**おおつゴールドプラン2024**（第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）】（令和6年3月）

【基本理念】 地域の中で いきいきと自分らしく **安心して暮らし続けられる** まち おおつ

【**おおつ障害者プラン**（大津市障害者計画・大津市障害福祉計画（第7期計画）・大津市障害児福祉計画（第3期計画））】（令和6年3月）

【基本理念】 一人ひとりが尊重され、だれもが**心豊かに暮らせる共生**のまち 大津

4取り巻く環境（の変化）

- 人口は今後減少傾向
- 高齢化率は増加傾向
- 障害をお持ちの方は増加傾向
- 市内には地域の移動等の中心拠点となる鉄軌道駅が多数（40駅）ある。

5利用者の意見等

- 障害者や高齢者に配慮した安全な歩行空間の整備が必要
- 鉄軌道駅へのエレベーターの設置が必要
- 障害者や高齢者の視点で得られた意見の活用
- バリアフリーに関する相談窓口が必要、バリアフリーに関する情報提供の充実 など

7策定のポイント

(1) 市全域にわたるバリアフリー化の方針の必要性

(2) 面的・一体的なバリアフリー化の方針の必要性

(3) 一体的なバリアフリー整備の必要性

- 1日当たりの利用者数の多い駅周辺
- 上下移動のバリアフリー化が必要となる駅周辺など

(4) 継続したバリアフリー整備の必要性

- 地域の要望等を踏まえた個別のバリアフリー整備

(5) バリアフリーに関する理解の必要性

- 様々な特性による困難を理解し認識することが重要

(6) 「心のバリアフリー」の取組の継続的な実施

- それぞれの立場・役割で具体的な取組の実施が重要

(7) 取組の評価と見直しの継続的な実施

6これまでの取組における課題等

- 少子高齢化や障害者の増加に対応したバリアフリー化の推進
- 地域の中心拠点となる鉄軌道駅でバリアフリー未整備駅が存在
- 現行の整備基準に則さない箇所が存在
- 整備が完了した箇所でも劣化等も確認
- 経済性や効率性から重点整備地区に未整備事業が残る
- 危険箇所への早期のバリアフリー対応
- 街路樹等によるバリアへの対応
- 公共施設バリアフリーチェックの結果の活用が不十分
- 合理的配慮の提供事例集の活用が不十分
- バリアフリーに関する情報収集、情報発信、情報共有が不十分

8大津市移動等円滑化促進方針・大津市バリアフリー基本構想 体系図

日常の移動や施設の利用について、ハードやソフト面からバリアを取り除き、全ての人々にとって、安全・安心・快適なまちを目指します。

市全域

移動等円滑化促進方針（マスタープラン）

【基本理念】 ともに支え合い、安全・安心・快適に過ごせるまち 大津

【基本方針】

- ① 一体的なバリアフリー整備
- ② 継続したバリアフリー整備
- ③ バリアフリーに関する理解の増進と定着

移動等円滑化促進地区（マスタープラン）

移動等円滑化促進地区

基本構想（実行計画）

重点整備地区

市全域のバリアフリー化

継続的

基本方針① 一体的なバリアフリー整備

基本方針② 継続したバリアフリー整備

基本方針③ バリアフリーに関する理解の増進と定着

高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性・安全性が向上

基本方針① 一体的なバリアフリー整備

重点整備地区の計画性をもった重点的・一体的なバリアフリー整備を実施

基本方針② 継続したバリアフリー整備

市全域における地域の要望等を踏まえた個別のバリアフリー整備を継続して実施

基本方針③ バリアフリーに関する理解の増進と定着

様々な特性による困難を理解、認識し、それぞれの立場・役割で「心のバリアフリー」に関する取組を継続して実施

10大津市移動等円滑化促進方針【マスタープラン】

計画期間：令和7年度～令和16年度（5年を目途に改定予定）

市内全鉄道駅40駅を対象に条件を設定（平均利用者数3000人/日以上、上下移動を必要とする駅）し、更に点数評価（9項目）を行い選定。

高齢者や障害者等の意見を参考に、上記エリア毎に日常利用が多い生活関連施設やそれらを結ぶ生活関連経路を設定。また、それらを含む区域を設定。

移動等円滑化促進地区の選定（7エリア）

移動等円滑化促進地区の設定

- 生活関連施設の設定
- 生活関連経路の設定
- 移動等円滑化促進地区の区域設定

7エリアの「移動等円滑化促進地区」から9つの「重点整備地区」を設定

大津市バリアフリー基本構想【実行計画】

重点整備地区の設定

- 生活関連施設と生活関連経路のバリアフリーチェックの実施
- 施設毎にカルテの作成
- 特定事業の想定と重点整備地区の設定
- 各施設設置管理者で特定事業を計画
- 特定事業の設定

【特定事業の設定の考え方】

施設設置管理者と協議の上で、整備の目途がついた事業は、基本構想に随時特定事業を追加する。追加した特定事業は、バリアフリー推進協議会で報告する。

【特定事業の掲載方法】

施設名	市道幹1037号線	実施主体	特定事業として進捗管理する事業
取組項目		令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備
歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保		継続して実施	継続協議
歩道の設置、拡幅			
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備			
段差の改善（補修）			
グレーチングを柵目に改良			
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備			
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良（補修）			

変更点①「継続協議」の項目を追加
実現を目指し、施設設置管理者と継続的な協議を実施

変更点②「継続して実施」の項目を追加
随時補修していくものとして項目を追加

13促進方針と基本構想の評価指標

項目	目標値（目標設定）	目標年次
基本方針①		
特定事業の進捗率	100%	令和16年度
「継続して実施」事業の整備箇所数	10箇所以上/年	令和16年度
新たに設定した特定事業	1回以上/年（協議会等で報告）	-
特定事業の整備事例の整理と情報提供	1回以上/年（協議会等で報告）	-
基本方針②		
障害者や高齢者等の意見収集と整理	1回以上/年（協議会等で報告）	-
要望箇所の把握	1回以上/年（協議会等で報告）	-
整備箇所の把握	1回以上/年（協議会等で報告）	-
個別箇所の整備事例の整理と情報提供	1回以上/年（協議会等で報告）	-
基本方針③		
まち歩き点検の実施回数	1回以上/年	-
心のバリアフリーの取組事例の整理と情報提供	1回以上/年（協議会等で報告）	-

※ 赤字については基本構想の評価指標を兼ねる。